

## 建築に係る契約に関する解説資料（案）

### 1．背景と意義

- 1 - 1 建築に係る契約における環境配慮の必要性と意義
- 1 - 2 本解説資料の使い方

### 2．要求環境性能の規定について

- 2 - 1 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 2 - 2 評価方法基準

### 3．優れた環境配慮設計の推奨

- 3 - 1 環境配慮型プロポーザル方式について
- 3 - 2 プロポーザル方式の意義
- 3 - 3 プロポーザル方式の適用範囲と配慮すべき事項等

### 4．環境配慮型プロポーザル方式における設計者選定の手続

- 4 - 1 プロポーザルの準備
- 4 - 2 手続開始の公示
- 4 - 3 参加表明書の内容
- 4 - 4 説明書の交付
- 4 - 5 技術提案書の提案者の選定
- 4 - 6 選定通知 / 提出要請書の送付
- 4 - 7 ヒアリングの実施
- 4 - 8 技術提案書の特定・通知
- 4 - 9 審査体制

### 5．環境配慮型プロポーザル方式の推進

- 5 - 1 フィードバック
- 5 - 2 環境性能の評価
- 5 - 3 地方公共団体への支援

## 1. 背景と意義

### 1 - 1 建築に係る契約における環境配慮の必要性と意義

#### (1) 我が国の二酸化炭素排出の状況

我が国の業務その他部門の二酸化炭素排出量は 1990 年度以降ほぼ一貫して増加を続けている(図 1-1)。2005 年度においては、1990 年度比で 44.6%の大幅な増加となっており、当該部門における実効性の高い対策が極めて重要である。

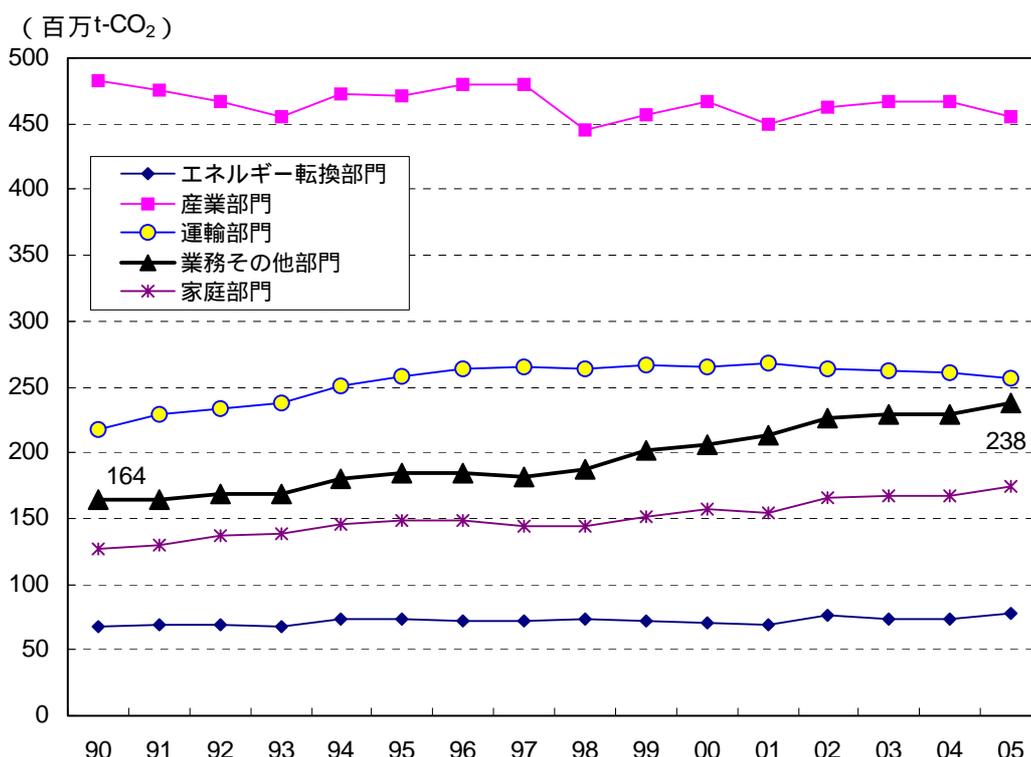


図 1-1 我が国における部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移  
出典：温室効果ガスインベントリオフィス

#### (2) 政府における温室効果ガス排出の状況

政府では「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画(政府の実行計画)」(平成 19 年 3 月 30 日閣議決定)において、平成 13 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い間接的及び直接的に排出される温室効果ガスの平成 22 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均の温室効果ガス排出量を平成 13 年度に比べて 8%削減することを目標としたところである。平成 17 年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は 1,971 千t-CO<sub>2</sub>と平成 13 年度比で 1.2%の減少となっているが、施設におけるエネルギーの総使用量は、13,035TJと平成 13 年度比で逆に 1.2%の増加となっている。

表 1 - 1 政府の事務及び事業における温室効果ガス総排出量及びエネルギー総使用量の推移

	H13	H14	H15	H16	H17	H17/H13
温室効果ガス総排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	1,995	1,926	1,929	1,978	1,971	1.2%
施設のエネルギー総使用量 (TJ)	12,880	12,907	13,041	13,205	13,035	+1.2%

出典：政府の実行計画の実施状況について（平成 18 年 10 月地球温暖化対策推進本部幹事会）

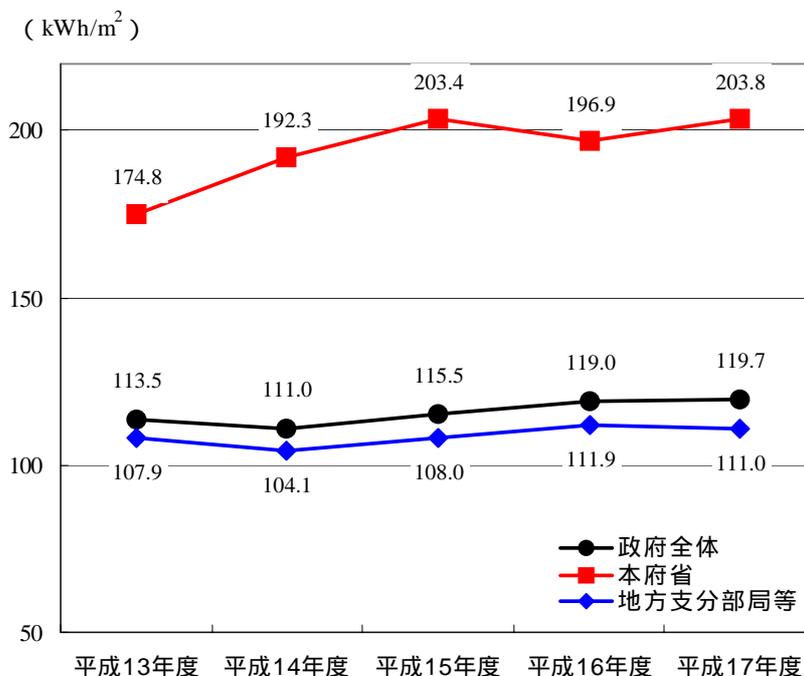


図 1 - 2 事務所の単位面積当たり電気使用量の推移

出典：政府の実行計画の実施状況について（平成 18 年 10 月地球温暖化対策推進本部幹事会）

こうした状況を踏まえ、政府の実行計画においては、既存の建築物における省エネルギー対策の徹底とともに、建築物の建築における省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備することとしている。

建築物は何十年にわたり長期に供用されるものであるため、その設計段階において温室効果ガスの排出の削減等に配慮することが極めて重要であり、図 1 - 3 に示すように、環境に配慮した設計を行うことにより、建築物の二酸化炭素排出原単位的大幅な削減が可能であるという試算結果<sup>1</sup>もある。

<sup>1</sup> 3,000 m<sup>2</sup>クラス庁舎の例（タイプ 1：現行の標準的な仕様相当、タイプ 2：タイプ 1 から更にグリーン化を図った仕様）

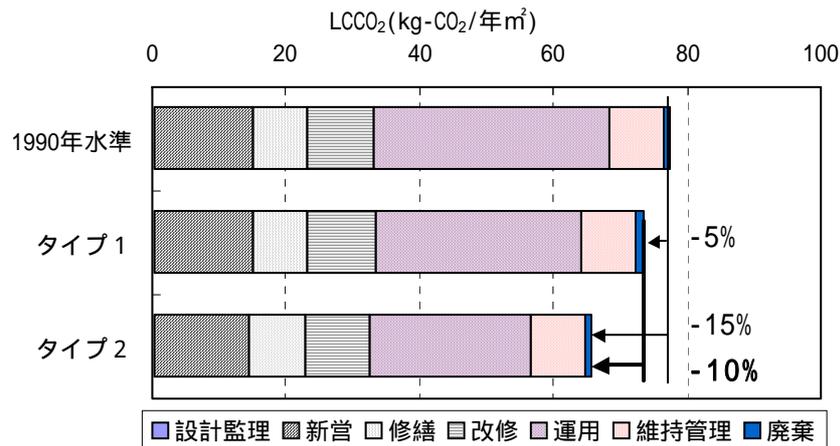


図 1 - 3 建築物のCO<sub>2</sub>排出原単位削減効果の試算例

出典：「グリーン庁舎基準及び同解説（官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説）」（社）公共建築協会

### （ 3 ） 建築物の設計における環境配慮の考え方

建築物は、通常の商品等の購入とは異なり、設計者が発注者の企画意図を適格に把握し、様々な要求事項を的確にバランスさせて作成した設計図によって単品生産されるものであり、質の高い建築物の実現には、設計者の高い技術力、創造性や豊富な経験等が不可欠である。

このため、最低限全ての設計に対し一定の環境保全性能を求め全体の環境保全性を高めるとともに、より建築物における環境保全性を高めるため、新築及び大規模な改修の場合においては、設計者に対し積極的に温室効果ガス等の削減に関する技術提案を求め優れた環境保全技術を積極的に検討し活用することが適切と考えられる。

具体的には、建築物の新築または大規模な改修に係る設計を委託する場合には、以下の 2 段階の環境配慮を求めることとする（図 1 - 4 参照）。

#### ○ 要求環境性能の規定

環境保全性能基準により、全ての設計の環境性能を一定の水準まで向上させる

#### ○ 優れた環境配慮設計の推奨

環境配慮型プロポーザル方式の導入により選定された環境保全に対し優れた創造性、技術力、経験等を有する設計者により、優れた手法を発掘し、建築物の環境性能を向上される

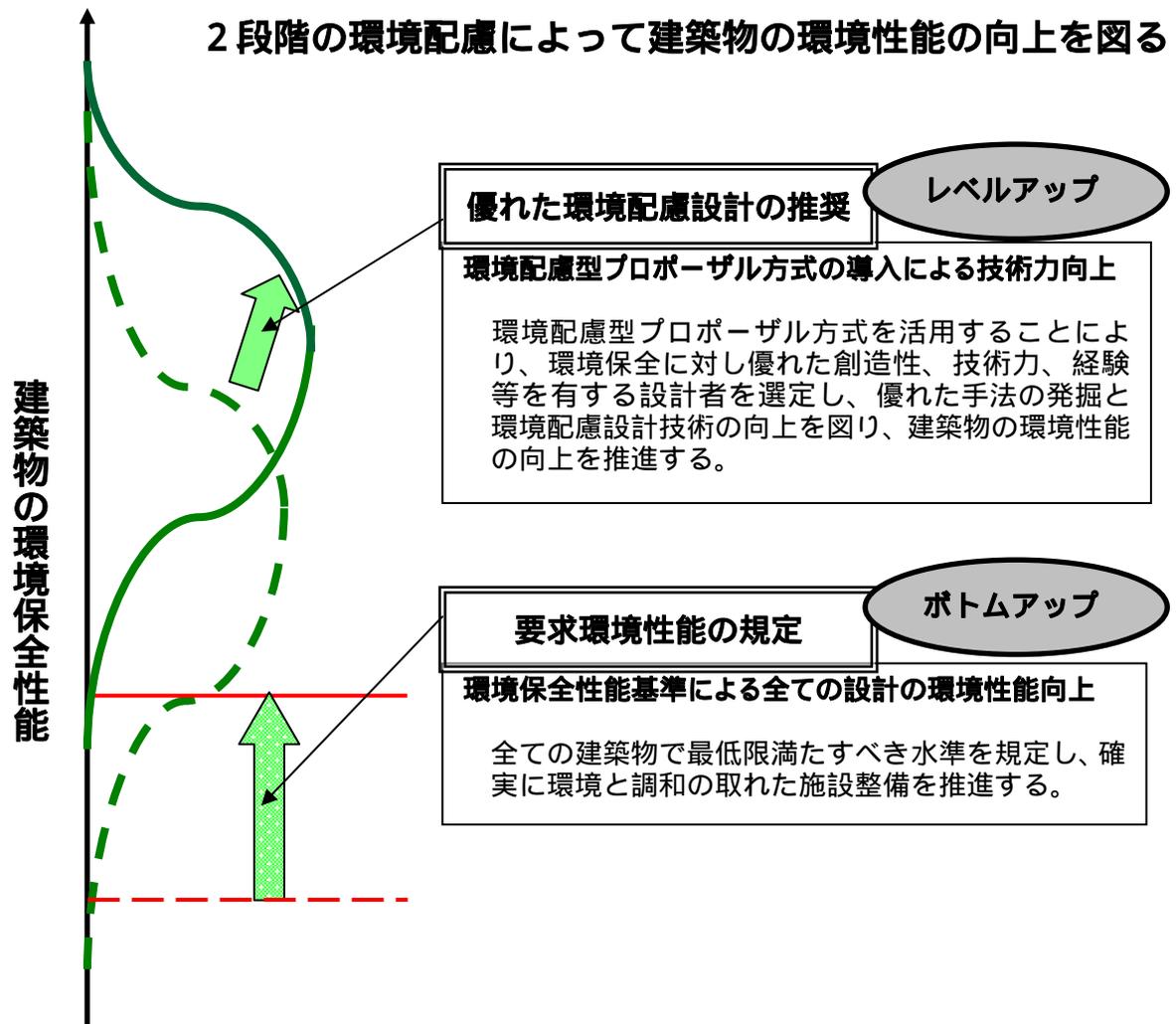


図 1 - 4 建築物の設計における環境配慮のイメージ

## 1 - 2 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、建築に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、発注者が具体的に建築に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、建築に係る契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続等について説明したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、当該地域の実情等を踏まえ、発注者が適切に対応することが必要である。

## 2 . 要求環境性能の規定について

建築物の設計については、建設地の立地・入居者の使用目的・地域との調和・予算等様々な設計条件を総合的に検討し、それらを高度にバランスさせた状態を取りまとめていくものである。このため、総合的には優れていても環境への負荷が比較的大きな設計となる場合が起こりえる状況にある上に、設計者の考え方によってそのバランスが一様ではなく、バラツキをもっている状況にある。温室効果ガス等の削減は、地球環境に対して極めて重要な課題であり認識も高くなりつつあるが、総合性能にのみ着目した自由な競争のみではその増加を抑えることが困難である。このため、建築物の新築または改修の委託を行う際にあっては、最低限必要とする環境性能を設計委託段階で指定し、契約要件とすることで、著しく環境性能の悪い設計を排除することが必要である。

建築物の環境保全性能に関する規定として、「官庁施設の環境保全性能に関する基準」（平成 17 年 3 月 31 日国営環第 7 号）や住宅の用途にあっては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成 11 年法律第 81 号）に基づく「評価方法基準」（平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1347 号）があり、これらを参考に建築物の設計業務の環境保全性能に求める最低水準を定めることが考えられる。以下に、各基準の概要を示す。

なお、研究施設及び医療施設等の特殊性のある建築物については、これらの基準に準拠して、環境保全性能に求める最低水準を適切に規定する必要がある。

### 2 - 1 官庁施設の環境保全性に関する基準

「官庁施設の環境保全性に関する基準」は「官庁施設の基本的性能基準」（平成 13 年 6 月 26 日国営建第 32 号、国営設第 39 号）に定められる性能のうち環境保全性について定めたものであり、グリーン化に係る性能に関する水準及び技術的事項として、次の 5 項目について規定している。

- 長寿命
- 適正使用・適正処理
- エコマテリアル
- 省エネルギー・省資源（負荷の低減、自然エネルギーの利用、エネルギー・資源の有効活用）
- 周辺環境保全

建築物（住宅の用途以外）の設計を委託する場合に委託仕様書等に定める環境保全性能として、これらの 5 項目の全てを求めるべきかどうかについては、建築物の用途等によって必要とされる要件が異なることから、求める項目を適切に選択することが重要である。

また、次に示すように具体的な検討項目について、委託仕様書等に明確に含めることも考えられる。

- 建設地の立地条件を踏まえ、日射や室内外の温度差が低減される建物配置、建物形状（平面形状、断面形状）であること

- 居室、廊下やコア等の配置、窓の向きや大きさなどの工夫により、熱負荷を低減させる建築計画であること
- 室の用途や地域の環境特性に配慮した上で、半地下や屋根散水等、熱負荷の低減に有効な手法を検討すること

## 2 - 2 評価方法基準

「評価方法基準」（平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1347 号）は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、表示すべき住宅性能に関する基準を定めるものであり、評価の方法の基準（総則）として次の 3 項目の基準を規定している。

- 設計住宅性能評価
- 新築住宅に係る建築住宅性能評価
- 既存住宅に係る建築住宅性能評価

また、設計住宅性能評価は、設計図書を評価基準（新築住宅）に照合して行うこととされており、評価の方法の基準（性能表示事項別）として 10 項目の基準を規定し、そのうち、住宅の環境性能に関する項目として次の 4 項目がある。

- 温熱環境に関すること
- 空気環境に関すること
- 光・視環境に関すること
- 音環境に関すること

評価の方法の基準（性能表示事項別）の中では「温熱環境に関すること」が温室効果ガス等の排出の削減に最も影響が大きいと考えられることから、「省エネルギー対策等級」の規定における要件を仕様書に含めることも重要である。

表 2 - 1 省エネルギー対策等級（「新築住宅の住宅性能表示制度ガイド」より）

項目		結 果	適用範囲
5. 温熱環境に関すること	5-1 省エネルギー対策等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度	戸建又は共同各戸
		地域区分 [ . . . . . ]	
		4 エネルギーの大きな削減のための対策（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度）が講じられている	
		3 エネルギーの一定規模の削減のための対策が講じられている	
		2 エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている	
1 その他			

## 3 . 優れた環境配慮設計の推奨

### 3 - 1 環境配慮型プロポーザル方式について

#### ( 1 ) 趣旨

建築物に要求される性能は、環境保全性、社会性、安全性、機能性、経済性など多岐にわたる。このため、建築物の設計に当たって一律に環境性能を求める訳にはいかないものの、温室効果ガス等の環境負荷低減の観点からは、設計者に対し様々な要求事項の中で高度に環境と調和のとれた設計を行う高い技術力が要求される。このような状況から建築物の設計にあっては、温室効果ガス等の排出削減に関する内容を盛り込んだ技術提案を求めることが適切である。

また、より質の高い設計を進めていくためには、可能な限り事業の早い段階において環境配慮に関する意思決定がなされることが重要である。環境に配慮された設計については、設計の初期の段階からチーム全体でバランスの取れた環境配慮が提案・検討され、実現されていくことが重要であり、これらの取組が推進されるように十分に配慮する必要がある。

一方でプロポーザル方式は、設計者や設計組織の持つ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウを技術提案書から評価し設計者を選定するため、極めて高い公平性・透明性・客観性が必要である<sup>2</sup>。

このような観点から、環境配慮型プロポーザル方式の運用に当たっても、プロポーザル方式を導入し、その後、公平性・透明性・客観性の高い手続のあり方について改善を進めている国土交通省で採用されているプロポーザル方式に準じた運用が望ましい。

#### ( 2 ) 適用範囲

「建築物の新築または大規模な改修に係る設計業務については、原則として全ての業務」に適用する。

また、環境配慮型プロポーザル方式の実施に当たっては、技術提案項目の1つ以上に、「温室効果ガス等の排出削減に関する内容（自然エネルギーの積極的な利用を含む）」を盛り込むこととする。

- 新築または大規模な改修に係わる設計業務においては、原則として環境配慮型プロポーザル方式を実施するものとする。ただし、環境配慮型プロポーザル方式とすることが困難であると認められる事業<sup>3</sup>については当該事業の主目的等を勘案し、適切に判断するものとする。

<sup>2</sup> 一部の事業においては、適切な情報公開がなされていない等により、十分な透明性が確保されていない事例もあり、一層の留意が必要である

<sup>3</sup> 設計上の工夫により温室効果ガス等の削減がほとんど期待できない事業、極めて高度な特定の機能に対する要求性能が求められ温室効果ガス等の排出削減についての設計上の工夫が少ない事業、設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業及び宿舍等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業、その他特段の事情により採択できない事業で事前に選択できない理由を公開している事業

- 各省庁等は、毎年度環境配慮型プロポーザル方式を行う業務を指定し、その業務の概要とともに環境配慮型プロポーザル方式を行う旨を公表<sup>4</sup>するものとする。
- 環境配慮型プロポーザル方式を行う旨公表した業務について、変更があった場合には、変更後の当該概要を公表するものとする。

### 3 - 2 プロポーザル方式の意義

---

一般に、建築設計は、発注者の企画目的を実現するため、設計条件を基に設計者が創意工夫をもって施設の空間構成を具体化するものであり、成果物が必ずしもあらかじめ特定できない業務である。このため、建設される建築物の質や経済性等は設計者の選定によって大きく左右される。

公共施設は国民共有の資産として質の高さが求められることから、その設計業務を委託しようとする場合は、設計料の多寡のみによる選定方法によって設計者を選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが極めて重要である。

プロポーザル方式は建築物の質の高さに重点を置いており、そのプロジェクトにとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ「設計者（人）」を選ぶ方式である。質の高い建築設計を行うために最も重要なのは、設計者の能力や経験などの資質である。具体的には、設計者や設計組織（チーム）の持つ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門家としての豊かなノウハウが、発注者が要求する性能・品質を有する建築物を実現する上で必要である。そうした設計者の選定方法として望ましいのが「プロポーザル方式」である。プロポーザル方式は、設計案を作っていく上で発注者との共同作業を進めるパートナーとして、もっとも適した設計者を選定しようとするものである。

平成 17 年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）の第 8 条第 1 項に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」においても「公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。」とされている。

国においては、国土交通省で平成 3 年 3 月の建築審議会の答申を受け、建築設計業務委託に関する制度の充実に努め、平成 6 年には設計者の選定にプロポーザル方式を導入し、その後、この方式の普及と運用上の改善等を行い、官庁施設の設計において、プロポーザル方式が広く適用され、建築物の質に重点を置く設計の推進が図られてきた。

---

<sup>4</sup> 既に各府省庁においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 1 月 27 日法律第 127 号）の規定等により、発注予定案件が四半期ごとに公表されていることから、こうした仕組みを利用することが考えられる。なお、該当案件については、一般的に年度当初に公表されている

### 3 - 3 プロポーザル方式の適用範囲と配慮すべき事項等

#### (1) プロポーザル方式の適用範囲

「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」（平成6年1月28日閣議了解）において、「国及び一定の政府関係機関の公共事業に係る設計・コンサルティング業務で45万SDR以上のものの調達については、公募型プロポーザル方式又は公募型競争入札とする」とされている。

これを受け国土交通省では、プロポーザル方式の対象業務は表3-1に掲げる業務のうち、地方建設局長又は事務所長が必要と認める業務について行うものとされ、入札・契約手続の適正化に努めている（ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務を除く）<sup>5</sup>。

表3-1 プロポーザル方式の対象業務

(1)	都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
(2)	重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
(3)	景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、密度流の二・三次元解析調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
(4)	計画から設計まで一貫発注する業務
(5)	象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務(いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)
(6)	その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると地方建設局長等が認める業務

上記の(1)から(5)に規定されている業務に加え、標準的な業務の実施手法が定められていない業務については、原則としてプロポーザル方式を適用するものとされている<sup>6</sup>。

なお、表3-1の業務のうち予定価格が7,200万円以上のものは公募型プロポーザル方式の対象であり<sup>7</sup>、予定価格が5,000万円以上、7,200万円未満のものは簡易公募型プロポーザル方式の対象となるとされている<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号）

<sup>6</sup> 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け、建設省厚契発第25号・技調発第119号・営建発第47号）

<sup>7</sup> 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・手続について」（平成6年6月21日付け、建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）

<sup>8</sup> 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）

(万円)		
7,200	公募型	標準
5,000	簡易公募型	
	標準	
	政府協定対象業務	対象外業務

図 3 - 1 予定価格に応じたプロポーザル方式の分類

上記「公募型」「簡易公募型」「標準」とは「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの運用について」（平成 12 年 12 月 6 日付け、建設省厚契発第 43 号、建設省技調発第 191 号、建設省営建発第 70 号）に規定されたプロポーザル方式。

## （ 2 ）プロポーザル方式で配慮すべき事項等

国土交通省においては、（ 1 ）に示したとおり、プロポーザル方式の運用が適切に図られているところであり、プロポーザル方式の適切な運用を図っていくため、以下の点について十分な配慮がなされている。

### 公平性、透明性の確保

プロポーザル方式では、一般競争入札方式のように単に入札金額で落札者を決定するものではないため、設計者の提案を適切な体制で審査し、公平性、透明性、客観性を確保しながら進めている。

併せて、提案者が審査結果に対して説明を求めること及び、一連の手續に関して苦情を申し立てることができる仕組みが導入されている。

### 設計意図の継承

プロポーザル方式では、提案された技術提案書を審査し、当該業務に対し最も適した設計者として選定された設計者と契約を締結し、設計業務を実施していく。

その実現には、設計の各段階及び施工・運営段階において、設計の意図が適切に継承され、一貫した考え方で実施されていることが重要である。

このため、基本設計、実施設計、施工、監理の段階において、適切に設計意図が継承されるように十分配慮された発注が行われている。

### 設計者の選定方式

平成 3 年 3 月建築審議会答申「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方」では 3 つの選定方式が示された。

- 設計競技方式：提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する方式
- プロポーザル方式：提出された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する方式

- 書類審査方式：当該業務の工程計画、設計チームの構成、設計者の経歴・作風等に関する資料を提出させ、必要に応じ面接・ヒアリングを行ってこれを審査し、設計者を選定する方式

現在国土交通省で実施されている「プロポーザル方式」は、狭義のプロポーザル方式と書類審査方式を併用し総合的な評価を行うようになったものであり、提案内容と設計チームの構成や経歴等を総合的に評価しているものである。

## 4 . 設計者選定の手続

プロポーザル方式の手続の流れは図 4 - 1 のとおりである (各方式は「3 - 3 ( 1 )」参照)



結果の公表について  
建設コンサルト業務における入札  
及び契約の過程並びに契約の内容  
等に係る情報の公表について(平成  
14年9月5日付け国官会第1211号、  
国地契第34号を参照)

図 4 - 1 プロポーザル方式の手続の流れ

## 4 - 1 プロポーザルの準備

---

プロポーザルの準備に当たっては、与条件等の整理が重要となる。少なくとも以下に示す項目を適切に整理して、プロポーザルの提案者に提示する必要がある。

- 基本構想又は整備方針（新築又は改築の目的等）
- 敷地概要（所在地、敷地面積、用途地域、建ぺい率、容積率、防火地域の指定、上下水道及びガス等の給処理施設及び交通条件等）
- 施設概要（用途、構造、利用状況及び今後の利用予測及び計画所要室等）
- 改築の場合にあっては、現施設の概要等
- 実施スケジュール（基本設計業務期間、実施設計業務期間、施工期間、供用開始時期及び地質調査時期等）
- 利用者、利用予定者等からの要望事項等
- 技術提案を求める各テーマ（環境配慮を含む）に関する項目
- 審査基準及び審査体制

## 4 - 2 手続開始の公示

---

公募型又は簡易公募型プロポーザルの場合は、技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。

参加表明書の受領期限は、原則として、「4 - 4」の説明書の交付を開始した翌日から起算して10日とする。

参加表明書の提出を求める場合には、官報等に次に掲げる事項を公示するものとする。

- 1) 業務名、業務内容及び履行期限
- 2) 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準  
評価項目、評価の着目点、判断基準、評価のウェイト
- 3) 技術提案書を特定するための評価基準  
評価項目、評価の着目点、判断基準、評価のウェイト
- 4) 担当部局
- 5) 説明書の交付期間、場所及び方法
- 6) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
- 7) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
- 8) 手続において使用する言語及び通貨
- 9) 契約書作成の要否
- 10) 関連情報を入手するための照会窓口
- 11) その他地方建設局長等が必要と認める事項

の公示において、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- 1) 業務名
- 2) 参加表明書及び技術提案書の受領期限
- 3) 説明書を入手するための照会窓口  
の公示は、標準公示例を参考にすること。

### 4 - 3 参加表明書の内容

---

参加表明書には、当該業務の特性に応じて次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく登録状況等
- 保有する技術職員の状況
- 同種又は類似の業務の実績
- 当該業務の実施体制
- その他必要と認められる事項

### 4 - 4 説明書の交付

---

手続開始の公示後速やかに、 に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、技術提案書の受領期限の日の前日まで交付するものとする。

説明書には、「4 - 2 」（「4 - 2 5）」を除く）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1) 業務の詳細な説明（要求すべき環境保全性能を含むものとする）
- 2) 参加表明書及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
- 3) 説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- 4) 支払条件
- 5) 審査基準等
- 6) その他必要と認められる事項

に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- 1) 受領期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないこと
- 2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること
- 3) 提出された参加表明書は、返却しないこと
- 4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないこと
- 5) 受領期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、変更することはできないこと

- 6) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること

説明書は、別冊として、手続開始の公示の写し、契約書案、見積心得、図面(必要な場合のみ)、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

説明書において、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を明らかにするものとする。

## 4 - 5 技術提案書の提出者の選定

---

手続開始の公示及び説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5社程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

の通知から技術提案書の提出までの期間は、原則として、40日間以上とする(簡易公募型の場合は15~40日間。 )。

技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、「4 - 9」の審査体制を活用するものとする。

技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準は、「4 - 3」に掲げる事項について定めるものとする。

参加表明書を提出した者のうち、当該業務について技術提案書の提出者として、選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由(以下、「非選定理由」という。)を書面により通知するものとする。

の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第一条に規定する行政機関の休日を含まない)以内に、書面により、非選定理由についての説明を求められることができるものとする。非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

から までに掲げる事項については、説明書において明らかにするとともに、に掲げる事項については、 の通知において明らかにするものとする。

の通知は、 の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、公示及び説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。

の回答内容を「4 - 9」の審査体制に報告するものとする。

## 4 - 6 選定通知 / 提出要請書の送付

---

技術提案書の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

なお、技術提案書を特定するための評価基準については、「4 - 9」の審査体制を経て決定するものとする。

業務の詳細な説明

技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

契約書案、仕様書案

その他必要と認められる事項

なお、提出書類の簡素化等を図るため、業務内容に応じて具体的な技術提案を求めるテーマを示し、当該テーマに対する提案を求めるものとする。この場合において、提出を要求する書類は、必要最小限とするものとする。また、説明書及び技術提案書の提出要請書に提出書類の様式を定め、ページ数や図表枚数等を規定するものとする。

なお、技術提案のテーマ設定に当たっては、少なくとも1つ以上に温室効果ガス等の排出削減に関する内容（自然エネルギーの積極的な利用を含む）を含めるものとする。

## 4 - 7 ヒアリングの実施

---

原則として配置予定管理技術者又は担当技術者を対象に技術提案書の内容についてヒアリングを実施するものとする。

## 4 - 8 技術提案書の特定・通知

---

提出された技術提案書について、技術提案書を特定するための評価基準に基づき、「4 - 9」の審査委員会の審査を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。

により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかったものに対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第一条に規定する行政機関の休日を含まない)以内に、書面により、非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

から までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするとともに、 に掲げる事項については、 の通知において明らかにするものとする。

の通知は、 の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

の回答内容を「4 - 9」の審査体制に報告するものとする。

## 4 - 9 審査体制

---

委員会を組織し、次に掲げる事項を調査審議し、報告するものとする。

- 1) 技術提案書を特定するための評価基準の決定
- 2) 技術提案書の提出を依頼する者の選定
- 3) 技術提案書の特定

の委員会には技術提案を適切に審査できることが可能な各種技術力のある人員を適切なバランスで配するものとし、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

また、委員会の構成についても、公平性・透明性確保の観点から公表されることが望ましい。

## 5 . 環境配慮型プロポーザル方式の推進

### 5 - 1 フィードバック

プロポーザル方式では、実現性の伴わない技術提案がなされる可能性も懸念される。

このため、環境配慮型プロポーザル方式を実施した建築物において、環境性能に係る情報の蓄積を図り、その評価結果を公表するとともに、発注者は、以後の事業に対しフィードバックしていくことが重要である。

### 5 - 2 環境性能の評価

環境配慮契約法の目的より、設計された建築物の環境評価については、LCCO<sub>2</sub>や省エネ性能等を的確に評価項目に含む手法を採用する事が重要である。

国等の施設の評価手法としては、「官庁施設の環境保全性に関する基準<sup>9</sup>」や住宅の用途にあつては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準<sup>10</sup>」が既に国土交通省によって策定されている。

また、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)<sup>11</sup>等も普及しており、環境配慮型プロポーザル方式によって設計者が選定された施設に関しても、これらの基準によって評価を行うことを推奨する。

### 5 - 3 地方公共団体等への支援

環境配慮契約法第11条において、地方公共団体及び地方独立行政法人は、「当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針」を作成するよう努めるものとされている。

しかしながら、地方公共団体等にあつては、環境配慮型プロポーザル方式を推進していく体制を構築することが困難である場合も考えられるため、可能な限り国が支援することが重要である。

#### (1) 国からの情報提供

環境配慮契約法第10条において、「国は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するため、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その結果を広く提供するものとする。」とされているため、提供する情報の項目、内容等の検討し、速やかに公表するものとする。

<sup>9</sup> 「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」(社団法人公共建築協会)。概要は「2 - 1」を参照

<sup>10</sup> 「日本住宅性能表示基準・評価方法基準 技術解説 2006」(工学図書株式会社)。概要は「2 - 2」を参照

<sup>11</sup> CASBEEホームページ : <http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>

## ( 2 ) 留意点

環境配慮型プロポーザル方式を今後実施していくに当たっては専門の知識を持った技術者が必要になるが、例えば既存のプロポーザル方式に対する支援体制の活用や、発注者として構想段階から民間の設計事業者又は設計事業者チームと連携を図っていくことも考えられ、官民協働の体制づくりを検討する必要がある。